女性等多様な人材確保に向けた職場設備改善助成金交付要綱

令和6年3月22日 制 定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会(以下「協会」という。)が 行う人材確保対策の一環として、会員事業者(以下「事業者」という。)が多様な 人材の確保に向けた、働きやすい職場環境作りの促進に資するための助成金(以下 「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を 推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、第3条に定める事業を実施した事業者とする。

(助成対象事業)

- 第3条 助成の対象となる事業は、当該年度の4月1日から2月末日までに実施及び 支払いが完了したもので、次に掲げるものとする。なお、リースやレンタルによる 導入、許認可外の営業所・休憩施設・車庫に設置した施設は対象外とする。
 - (1) 女性従業員等のトイレ・更衣室の新設又は増改築工事費
 - (2) 高齢者及び障害者等のバリアフリー対応のトイレ・手すり・スロープの新設 又は増改築工事費

(助成金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度に第3条に定める事業を実施した経費の1/ 2、上限30万円とし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。申請について は、1事業者あたり1回を限度とする。

なお、働きやすい職場認証制度に基づく登録証書の交付(新規認証または継続認証)を受けた事業者は上限40万円とする。

(助成申請及び助成金の請求)

- 第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式「女性等多様な人材確保に向けた職場設備改善助成金申請書兼交付請求書」(以下「助成申請書」という。)を協会に提出して請求するものとする。
- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度の2月末日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 第5条の助成申請書の提出があったときは、協会は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協会が別にこれを定める。

附則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。